

(様式4)

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		隠岐広域連合					
プ ラ ン の 名 称		隠岐病院経営改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 3日					
対 象 期 間		平成 21年度 ~ 平成 23年度					
病院の現状	病 院 名	隠岐広域連合立隠岐病院					
	所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355番地					
	病 床 数	150床					
	診 療 科 目	内科、神経内科、外科、産婦人科、小児科、泌尿器科、整形外科、皮膚科、精神神経科、眼科、耳鼻科、歯科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付 (添付省略)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・隠岐二次医療圏の島後地区において唯一の病院であり、24時間体制の救急医療を取扱い、心疾患・脳疾患等の高度な医療を必要とする場合は速やかに三次医療機関への緊急搬送等を確立し対応する。</li> <li>・24年度開院予定の新病院においては、島民から利用しやすい病院を建設し、町との連携を一層強化し、また、島内診療所との協力体制を確立させ、島民の健康増進に貢献する。</li> <li>・島民の健康管理のための健診や禁煙外来等を行い、経営的にも自立できるような病院経営を目指す。</li> <li>・診断機能を充実させ、高度医療を必要としない疾患の島内完結率を高める。</li> <li>・隠岐広域連合立の島前病院への診療支援や不足する医療従事者の支援を行い、隠岐圏域全体での医療機能を充実させる。</li> </ul>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙2参照		<p>基本的に「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づく以下の繰出項目の経費について、隠岐広域連合規約に定める負担割合に基づき各構成団体の一般会計から負担</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>病院の建設改良に要する経費</li> <li>精神病院の運営に要する経費</li> <li>リハビリテーション医療に要する経費</li> <li>救急医療の確保に要する経費</li> <li>高度医療に要する経費</li> <li>不採算地区病院の運営に要する経費</li> <li>医師及び看護師等の研究研修に要する経費</li> <li>看護師の研修派遣に要する経費</li> <li>病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費</li> <li>基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費</li> <li>医師及び医療技術者の招聘に要する経費【基準外繰出】</li> </ul>					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	98.6	96.8	99.1	99.6	100.2	
	職員給与費比率	76.4	79.4	75.4	73.1	71.2	
	病床利用率	68.0	69.3	70.9	71.4	72.1	
	医業収支比率	81.9	80.1	83.0	84.1	84.1	
	平均在院日数	14.7	15.0	14.7	14.5	14.2	
上記目標数値設定の考え方		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画3年度目の平成23年度に経常黒字化を目指す。</li> <li>・任意項目は、医療提供の内容を反映し患者単価に直接結びつく指標を選択した。</li> </ul> <p>(経常黒字化の目標年度：23年度)</p>					

				団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐病院)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
年間手術件数		682	396	690	720	740	
年間手術件数(全麻)		73	55	75	83	91	
年間延入院患者数		37,322	38,288	38,325	39,092	39,482	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医事業務全般(H16)・給食業務(H19)・事務宿日直(H20)を民間委託</li> <li>・清掃管理業務(H16)を民間委託</li> <li>・外来投薬を院外処方へ(H16)導入済み</li> <li>・SPD(H19)を民間委託</li> </ul>				
		事業規模・形態の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H24年度予定の新病院開院においては、現在の病床利用率を勘案し、病床数を150床から115床に減床</li> </ul>				
		経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現業職場(施設整備)の委託化により3名を削減(H24新病院開院に向けて検討)</li> <li>・職員の給与削減率(4~10%程度)を継続</li> <li>・既存の業務委託について更新時に現状から5%の削減を依頼し、長期継続契約可能なものについては長期契約を行うなどの経費削減を図る。</li> <li>・特殊勤務手当(年末年始手当)の見直し(H20実施済み)</li> </ul>				
		収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外来については検査数の増加等予防的な健診業務を行い診療単価の増加を見込む。また、入院についても在院日数の短縮や各種手術件数の増加などにより単価upを目指す。</li> <li>・診療報酬に関する研修を実施し、請求漏れを防ぐ。また、職員のコストに対する意識改革を行う。</li> <li>・入院患者の未収金対策として、月2回の計算を行い、患者へ周知を行って未収金の発生を防ぐ。また年4回以上の集中訪問等により回収を徹底する。</li> <li>・医師確保について、新たな手当を新設し支給。また、勤務実績に応じた勤勉手当の加算支給を行い医師のモチベーションを高める。(H20実施済み)</li> <li>・看護師確保について、H21年度から認定看護師育成を行う。</li> </ul>				
		その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の管理職会議において経営状況(収入、支出)を職員へ周知徹底。</li> <li>・医師、看護師の専門性や知識の向上を図るため、院内研修や学会等への積極的に参加させる。</li> </ul>				
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	68.6%	18年度	72.1%	19年度	68.0%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の病床利用率の状況を踏まえ、新病院の建設(H24年度予定)においては現在の150床から約24%の減床を行い115床とする。</li> <li>・新病院整備では、患者プライバシーに配慮した病室(個室、多床室)の整備に配慮し、療養環境の改善を図り、改革プラン期間後も引き続き病床利用率の向上を図る。</li> </ul>					

団体名  
(病院名)

隠岐広域連合  
(隠岐病院)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>隠岐二次医療圏は、隠岐島を圏域としている。          隠岐島は、島根半島の北東40～80kmの日本海に浮かぶ群島で、島前(知夫里島、西ノ島、中ノ島)と島後とに大別され、隠岐二次医療圏においては、島前、島後に公立病院がそれぞれ1病院設置されており、島前、島後地域それぞれの唯一の病院となっている。</p>	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>初期診療機関から三次医療機関までの医療機能の分化(医療機関間の役割分担)と連携を基本とし、隠岐広域連合立病院を中心に隠岐で実施可能な医療は隠岐で実施し、高度な医療に関しては三次医療を担う島根県立中央病院、松江赤十字病院等との役割分担を図りながら、住民に必要な医療を提供していく</p>	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付(添付省略) 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<p>&lt;時期&gt; 平成20年度まで</p> <p>平成24年度以降</p> <p>平成21年3月</p>	<p>&lt;内容&gt; 遠隔画像システムにより島根県立中央病院、松江赤十字病院との間でネットワークを構築している。 ソフト面では、地域医療支援ブロック制により島後地域内の診療所と人的なネットワークを構築している。</p> <p>隠岐病院での電子カルテシステムの導入(新病院開院時)に併せ、島後地域内の診療所とネットワークを構築し、島後地区1患者1カルテ化を図る。また、隠岐島前病院ともネットワークを構築し隠岐二次医療圏でのネットワーク化を図る。</p> <p>離島ゆえ、簡単に行き来できない環境にあるため、隠岐二次医療圏での病院の統合は考えていない。</p>
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付(添付省略) 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること	<p>&lt;時期&gt; 平成21年3月</p> <p>次期検討時期 ...平成26年度</p>	<p>&lt;内容&gt; 隠岐広域連合においては、事務局組織がコンパクトで意思決定は迅速に行われている。 また、県及び隠岐4町村から構成される特別地方公共団体であるため、様々な調整事項は、事務局を介して実施するほうが団体としての責任が明確にできると考えられる。 したがって、経営形態については、地方公営企業法財務適用で当面、変更する予定はない。 また、島後地域の地域の唯一の病院であり、離島の特殊性から診療所化は考えていない。</p>
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<p>構成団体の担当課及び財政担当課との点検、評価を実施し、その状況を議会報告し、隠岐広域連合公告式条例に基づき公表するとともに、ホームページや広報誌等での公表を図ることとする。</p>	
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年5月頃	
その他特記事項			

(別紙1)

団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐病院)
--------------	------------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,865	1,904	1,851	1,901	1,919	1,925
	(1) 料 金 収 入	1,815	1,852	1,791	1,841	1,859	1,870
	(2) そ の 他	50	52	60	60	60	55
	うち他会計負担金						
	2. 医 業 外 収 益	402	417	413	398	387	400
	(1) 他会計負担金・補助金	364	380	382	368	355	360
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	25	21	21	19	19	20
	(3) そ の 他	13	16	10	11	13	20
	経 常 収 益 (A)	2,267	2,321	2,264	2,299	2,306	2,325
	入	1. 医 業 費 用 b	2,285	2,326	2,312	2,291	2,283
(1) 職 員 給 与 費 c		1,480	1,454	1,470	1,433	1,402	1,370
(2) 材 料 費		381	415	360	372	382	400
(3) 経 費		302	346	364	371	378	380
(4) 減 価 償 却 費		102	92	92	91	94	95
(5) そ の 他		20	19	26	24	27	43
2. 医 業 外 費 用		39	28	26	28	33	33
(1) 支 払 利 息		15	13	12	11	15	15
(2) そ の 他		24	15	14	17	18	18
経 常 費 用 (B)		2,324	2,354	2,338	2,319	2,316	2,321
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		57	33	74	20	10	4
特別 損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	0	0	0	0	0
	2. 特 別 損 失 (E)	53	11	9	0	0	0
	特別損益(D) - (E) (F)	53	11	9	0	0	0
純 損 益 (C) + (F)		110	44	83	20	10	4
累 積 欠 損 金 (G)		1,739	1,783	1,866	1,886	1,896	1,892
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	763	804	794	829	916	949
	流 動 負 債 (イ)	134	160	158	158	180	190
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)						
	差引不良債務(オ) {(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}	0	0	0	0	0	0
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )		0	0	0	0	0	0
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.5	98.6	96.8	99.1	99.6	100.2
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		81.6	81.9	80.1	83.0	84.1	84.1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		79.4	76.4	79.4	75.4	73.1	71.2
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		-	-	-	-	-	-
病 床 利 用 率		72.1	68.0	69.3	70.9	71.4	72.1

( ) 年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= 「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出す。  
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= 「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	隠岐広域連合 (隠岐病院)
--------------	------------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企 業 債	41	83	35	125	834	1,336
	2. 他 会 計 出 資 金	72	55	49	180	790	1,376
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 ( 県 ) 補 助 金	20	2	16	2	2	2
	7. そ の 他	8	9	9	8	9	9
	収 入 計 (a)	141	149	109	315	1,635	2,723
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	141	149	109	315	1,635	2,723	
支 出	1. 建 設 改 良 費	49	83	76	272	1,589	2,732
	2. 企 業 債 償 還 金	125	98	91	98	63	70
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	7	8	9	8	8	8
	4. そ の 他	1	1	1	1	1	1
	支 出 計 (B)	182	190	177	379	1,661	2,811
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	41	41	68	64	26	88	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	37	37	36	41	15	77
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
	4. そ の 他	4	4	32	23	11	11
	計 (D)	41	41	68	64	26	88
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:百万円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 益 的 収 支	(66)	(60)	(38)	(0)	(0)	(0)
	364	380	382	368	355	360
資 本 的 収 支	(4)	(5)	(1)	(5)	(5)	(5)
	76	59	50	184	782	1,384
合 計	(70)	(65)	(39)	(5)	(5)	(5)
	440	439	432	552	1,137	1,744

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

### 隠岐病院 構成団体の経費負担の考え方

繰出基準項目	区分	算式・計算項目	備考
1 病院建設改良に要する経費			
(1) 企業債利息償還金(3条)			
病院移転新築整備分	3条	A - B	1 / 2 基準外繰出あり
		A 企業債利息償還額 B 補助金	
その他(医療機器等)分	3条	A × B	
		A 企業債利息償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで2 / 3、H15年度以降1 / 2
(2) 企業債元金償還分(4条)			
病院移転新築整備分	4条	A - B	1 / 2 基準外繰出あり
		A 企業債利息償還額 B 補助金	
その他(医療機器等)分	4条	A × B	
		A 企業債利息償還額 B 負担割合	・負担割合 H14年度まで2 / 3、H15年度以降1 / 2
(3) 建設改良(企業債外)に要する経費			
建設改良(企業債外)に要する経費	4条	(A - B - C) × D	
		A 建設改良費 B 企業債額(当年度借り入れ) C 補助金 D 負担割合	・負担割合 1 / 2
	4条	A × B	
		A 過疎対策事業債対象経費 B 起債充当率	・充当率: 企業債充当できる経費は50%
病院移転新築分 非適債事業経費	4条	A × B	対象経費は、構成団体と協議のうえ定める
		A 非適債事業経費 B 負担割合	・負担割合 8 / 10
2 精神病院の運営に要する経費			
(1) 精神病院の運営に要する経費	3条	(A - B) × C + (D - E) × F	
		A 一般病床入院単価 B 精神病床入院単価 C 精神病床延べ入院患者数 D 一般外来診療単価 E 精神外来診療単価 F 精神外来延べ患者数	

繰出基準項目	区分	算式・計算項目	備考
(2)精神科病棟維持のための損失補填経費	3条	A + B	
		A 常勤医派遣後の県立病院体制整備費 B 負担割合	・負担割合 2 / 3
3 リハビリテーション医療に要する経費	3条	(A + B + C) - D	
		A 人件費 B 材料費 C その他運営経費 D リハビリテーション医療収入	・薬品費、診療材料費 ・訪問リハビリ費用含む消耗品費等
4 救急医療の確保に要する経費	3条	A × (B - C) × D - E	
		A 一般病床入院単価 B 年間延べ救急確保病床数 5床 × 365日 C 年間延べ救急入院患者数 D 救急医療運営経費 E 補助金等特定財源	(救急医療運営経費の内容) 救急業務対象看護師給料 救急業務従事職員(医師、看護師、コメディカル等)手当 (宿日直、時間外、夜間勤務、夜間看護、救急業務等) 非常勤職員、夜間警備員賃金 CT・MRI読影委託料 など
5 高度医療に要する経費	3条	A + B + C + D	
		A CTに係る減価償却費 B MRIに係る減価償却費 C CTに係る保守料費 D MRIに係る保守料費	
6 経営基盤強化対策に要する経費			
(1)不採算病院の運営経費			平成20年度までは基準外繰出、平成21年度より該当
隠岐広域連合規約に基づく島根県財政支援費	3条	(B - A - C) × D	
		A 島根県財政支援対象 収益 B 島根県財政支援対象 費用 C 交付税合計 D 負担割合	(対象除外収益) 他会計補助金、元利償還金補助金、臨床研修医補助金 (対象除外費用) 減価償却費、資産消費費、支払利息、繰延助定償却 (負担割合) 隠岐広域連合規約に基づき設定、1 / 3
(2)医師及び看護師等の研究研修経費	3条	(A - B) × C	
		A 研究研修に要する経費 B 補助金 C 負担割合	・負担割合 1 / 2
(3)看護師の研修派遣に要する経費	3条	(A + B + C - D) × E	
		A 研修派遣看護師人件費 B 研修派遣看護師旅費 C その他研修研究経費 D 補助金 E 負担割合	・負担割合 1 / 2
(4)病院事業会計に係る追加費用	3条	A × B + C × D	
		A 病院職員給与(本給)総額(県中派遣除く) B 負担割合(市町村等職員の場合) C 病院職員給与(本給)総額(県中派遣分) D 負担割合(県派遣職員の場合)	・負担割合 48.3 / 1,000 ・負担割合 113.0 / 1,000

繰出基準項目	区分	算式・計算項目	備考
7 その他			
(1)基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	3条	$A \times B$	
		A 基礎年金拠出金公的負担額単価 B 年度末職員数(年度当初予算計上職員数)	前々年度において経常収支の不足額が生じている場合に限る
(2)看護師招聘に要する経費	4条	$A \times B - C$	基準外繰出経費
		A 修学資金年間貸与額(@50,000×12月) B 修学資金貸与人数 C 修学資金償還金収入	
(3)医師招聘に要する経費			
医師招聘に要する経費	4条	$A \times B - C$	基準外繰出経費
		A 修学資金年間貸与額(@50,000×12月) B 修学資金貸与人数 C 修学資金償還金収入	
医師勤務環境改善に要する経費	3条	$A \times B \times C$	基準外繰出経費
		A 離島医師従事手当 B 医師数 C 負担割合	・負担割合 1 / 2